



課 審 1 — 2 0  
令和 3 年 6 月 23 日

日本税理士会連合会  
会長 神津 信一 殿

国税庁課税部審理室長  
江崎 純子

### 文書回答手続の事務運営指針の改正等の周知について（依頼）

税務行政につきましては平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、文書回答の対象となる事前照会等の範囲については、事前照会に対する文書回答手続及び同業者団体からの照会に対する文書回答手続に係る事務運営指針において複数の要件が定められており、これまでも納税者の予測可能性を向上させるという文書回答手続の趣旨や濫用防止の観点から、数次の見直しを行ってまいりました。

この要件については、①項目が多く、類似するものがある、②抽象的な表現もあり、文書回答の対象になるかどうかの判断が難しい、といった御意見が寄せられていたところです。

このような御意見を踏まえ、今般、事務運営指針において定められている要件について、別添のとおり見直し、令和 3 年 7 月 1 日以後受け付ける照会に対する文書回答手続について適用することとしましたのでお知らせいたします。

本件について、貴会から各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対し、周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【参考：事前照会に対する文書回答手続】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/bunsho/01.htm>

#### 【連絡先】

国税庁課税部審理室  
企画専門官 鈴木  
審理 1 係長 徳村  
03-3581-4161(内 3723、3727)